# 三次市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書

#### 1 防除の対象動物

- (1) アライグマ Procyon lotor
- (2) ヌートリア Myocastor coypus

#### 2 防除を行う区域

三次市全域(「三次市アライグマ・ヌートリア捕獲対象地域」のとおり)

#### 3 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 4 生息等状況

#### (1) アライグマ

平成21年頃から吉舎町内で目撃されて以来,市内各地で農業被害等を中心に確認されている。手 先が器用で木登りができることから,ブドウ等の果樹を中心に野菜の被害が多い傾向であり,対策に 苦慮している。さらに市内数か所で家屋での営巣による被害が発生している。

#### (2) ヌートリア

市内全域で農作物被害が拡大しており、特に水稲及び一般野菜の被害が多い。有害鳥獣として駆除を実施しているが個体数の減少に至っていない。

#### 5 計画的防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、市内のアライグマ・ヌートリアの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減及び生息域の拡大を防止し、市内への侵入・定着の阻止を図る。

# 6 計画的防除の方法

市内に生息しているアライグマ・ヌートリアの防除の方法は、原則として以下のとおり。

#### (1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効果的な防除に努める。

#### (2) 生息の確認と誘引

アライグマについては、必要に応じて「えさトラップ」を使用し、生息の確認及び誘因効果による 捕獲効率を高める。えさトラップには、目的、連絡先等を明記したシールを貼付する。

#### (3) 捕獲の方法

#### ①捕獲用具

- ・ アライグマについては、原則としてはこわな(参考例: Woodstream 社製 Havahart Large Collapsible Pro Cage Model 1089 (写真参照) (又はこれと同等の方法で捕獲できるもの) による捕獲とする。また、はこわなの補完手段として、錯誤捕獲防止の点から「アライグマ・エッグトラップ」を必要に応じて使用する。
- ヌートリアについては捕獲可能な「はこわな」(写真2)を用いて捕獲する。
- ・ 捕獲猟具又はその周辺には、その猟具ごとに「標識」(様式1)の装着等を行う。

#### ② 誘引餌

可能な限りアライグマ・ヌートリアが選択的に捕獲できる餌を選定し、他の鳥獣を誘引若しくは結果として防除対象動物による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう留意する。

#### ③ 見回り

原則として、わな設置場所を1日1回以上巡視するとともに、アライグマ・ヌートリア以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放獣する。

#### ④ 捕獲個体の処分

捕獲した場合には、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分する。処分した個体は、廃棄物として 適切に処理する。

ただし、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で 譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で、 特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

#### (4) 捕獲の際の留意事項

- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)に規定する狩猟期間中 及びその前後における捕獲に当たっては、同法に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延 長と誤認されることがないよう適切に実施する。
- ・ 在来の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。

# (5) 三次市における防除体制及び防除従事者等

#### 1 捕獲体制

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地区ごとに地域の実情に精通した狩猟免許所持者を構成員として含む捕獲体制を整備する。

#### ② 防除従事者

- ・ 防除従事者は、原則として、鳥獣保護法に基づく狩猟免許(わな猟免許)を有するものとする。 ただし、狩猟免許を有しない者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有している と認められる者(三次市が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受 講した者)は防除従事者に含むことができる。
- ・ 防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する「防除従事者証」(様式 2) を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

・ 三次市は、防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を指導する。また、「防除従事者台帳」(様式 3)を作成し、三次市農政課農林振興係で管理するとともに、必要に応じて随時更新できるものとする。

#### (6) 防除の効果のモニタリング

防除の結果を次回の防除の実施に適切に反映するため、防除従事者は捕獲作業記録紙(様式 4)に 捕獲実績を記録し、三次市は、捕獲状況集計表(様式 5)により、その結果を月ごとにとりまとめ、 翌月5日までに広島県自然環境課に情報提供する。

また、市民に情報提供を呼びかけ、目撃情報シート(様式 6)に記録するものとし、その結果を様式7により月ごとにとりまとめ、翌月5日までに広島県自然環境課に情報提供する。

#### (7) 事故発生の防止

① 地域住民への周知

防除を実施する際には、事前に地域住民等への周知を図る。

② 事故の防止

防除を実施する際には、わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等周辺への完全確保を徹底する。また、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとする。

#### ③ 衛生管理

寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマ・ヌートリアの取扱いに当たっては、革手袋を使用する。作業後、普通石けんと流水で手洗いした後、ペーパータオルで拭き取り、擦式手指消毒薬(アルコール系)で手指消毒する。

万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な処置を講じるものとする。

使用後のはこわな等の機材、車両及び長靴、手袋等の個人防護具は、逆性石けん製剤で十分に消毒 する。

#### 7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省、広島県及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら原則として $6(2) \sim (6)$  に準じて捕獲するよう努める。

#### 8 関係者との調整等

### (1) 普及啓発

- ① 警察署及び鳥獣保護員等に内容を通知する。
- ② 地域住民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームベージなどの広報媒体による普及 啓発を行う。

# (2) 合意形成 (説明会の開催、関係者との調整)

- ① 住民説明会の開催や広報誌への情報掲載などを行い、事前に地域住民等への周知を図る。
- ② 防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

#### 9 傷病獣として救護されたアライグマの取扱い

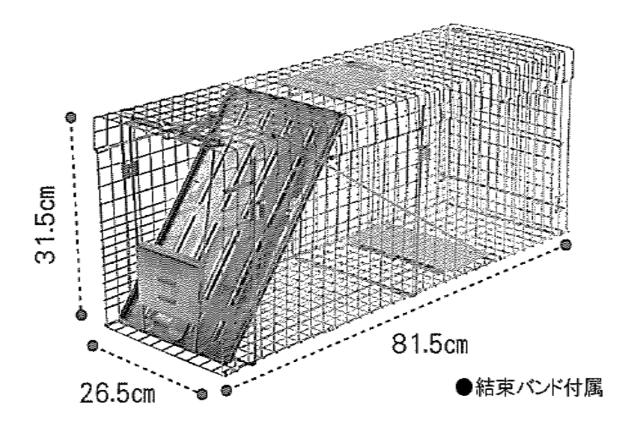
外来生物法により、野外へ放すことが禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

# 10 関係法令の遵守

防除に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

# 11 添付書類

・防除を行う区域「三次市アライグマ・ヌートリア捕獲対象地域」



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

# アライグマ・ヌートリアの防除

氏 名 (実施主体)	(従事者 外 名)
住 所	
連絡先	
確 認	アライグマ 令和 年 月 日 第 号 ヌートリア 令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 3年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで

# 様式2 防除従事者証

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

# アライグマ・ヌートリアの防除従事者証

市町長名印

従事者の氏名				(1	<b>龙事者</b>	番号		)
住 所								
確認	アライグマ ヌートリア	令和 令和	年 年		日日	第 第	号 号	
防除の区域								
防除の方法								
防除の期間	令和	3年4月	1日か	ら令和	13年	3月;	3 1 日	

様式3 防除従事者台帳

番号	捕獲を行う区域	従事者氏名 従事者住所	区分	狩	備考			
<b>留写</b>	捕疫で11プ区域	(上) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北	(化争有)任例	(所 属)	種類/番号	交付年月日	交付機関名	1佣 石

様式4 捕獲作業記録用紙

捕獲従事者	氏 名	
	住 所	
	電話	

番		捕獲	わなの	捕獲の	捕獲数	捕獲	個体の	情報	備考
号	年月日	場所	設置 台数	有無	(合計)	性別	成獣 幼獣	頭数	※いずれかに 〇
						<b></b>	成獣		
						オス	幼獣		アライク゛マ
						メス	成獣		ヌートリア
						<i>^</i> ^	幼獣		
						オス	成獣		アライク゛マ
						.,,,,	幼獣		7717 4
						メス	成獣		ヌートリア
							幼獣 成獣		
						オス	幼獣		アライク゛マ
						メス	成獣		ヌートリア
						//	幼獣		, 177
						オス	成獣 幼獣		アライグ・マ
						, _	成獣		- 1 11 <del></del>
						メス	幼獣		ヌートリア
						オス	成獣		アライク゛マ
							幼獣 成獣		
						メス	幼獣		ヌートリア
						オス	成獣		アライク゛マ
						" ^	幼獣		7717 Y
						メス	成獣 幼獣		ヌートリア
							成獣		119
						オス	幼獣		アライグマ
						メス	成獣		ヌートリア
							幼獣		

様式 5 捕獲状況集計表

<u>市・町</u>

		わなの	設置状況	捕獲個体数					
番号	捕獲場所	設置期間		オス		メス		計	処理状況
		(日数)	(累積)	成獣	幼獣	成獣	幼獣		

# 目撃情報シート

月 日

外	尻尾の縞模様	縞模様を確認 □できた □できなかった
見 見 の	全身の体色	口茶色 口灰色 口その他( )
特	足元の体色	□白っぽい □黒っぽい □わからない
徴	大きさ	猫より 口大きい 口小さい 口その他( )
目 撃	市町	町大字 字 町大字 字
場所	場所	山河川敷神社 □畑 □水田 □路上 □床下 □屋根上 □樹上 □庭 □その他( )
	時 期	年 月 時間帯( )
目撃時	頭 数	頭 (成獣頭 幼獣頭)
の状況	行 動	□採食 □逃走 □歩行 □休息 □喧嘩 (詳細:
被害の 状 況	□農作物被害 □その他( (詳細:	日家屋侵入・破壊 口住みつき 口家畜・ペット被害 )
	被害作物	
農	被害発生時期	年 月頃
作 物 被	被害の程度	
害の状況	対策の有無	
	痕跡の有無	
	前年度との 被害発生状況 の比較	
備考		

177	<u> </u>	_						'li' -			
悉							場所			被害の有無	
番号	目撃等の日時	区分	頭数	所在地	生息 環境	目撃等の状況メモ	(有の場合は内容・程 度)	捕獲の根拠			
	年 月 日 時頃	目撃 捕獲						防除実施計画書 有害捕獲・狩猟			